
SATO 社会保険労務士法人より

新たに発効となる社会保障協定締結国のお知らせ

2012年3月より、新たに社会保障協定が発効される国があります。

該当国に派遣されている従業員がいる会社では、新たに社会保障協定の手続きが必要となりますので、事前に準備を進めておきましょう。

【発効国及び発効日】

・ブラジル 2012年3月1日発効

・スイス 2012年3月1日発効

【協定の概要】

この協定が発効されると、日本の社会保険制度に加入している会社で働く従業員が発効国に海外派遣された場合、派遣期間が5年以内の従業員は、原則として日本の年金制度及び医療保険に加入することになり、派遣期間が5年を超える従業員は、原則として協定締結国の年金制度及び医療保険制度に加入することになります。このほか、日本と協定締結国の保険加入期間を通算してそれぞれの国の年金の受給権を取得することができるようになります。

【協定が締結される前は・・・】

派遣期間にかかわらず、日本の社会保険制度に加入している会社で働く従業員は、協定締結していない国で就労する場合、派遣先国と日本の2カ国で社会保険に加入する必要がありました。（保険料を二重に負担！）

また、派遣先国の年金制度への加入期間が短い場合、年金の受給に必要な期間を満たすことが出来ず、派遣先国の年金を受給できないケースが発生していました。（保険料が掛け捨てになっていた！）

【協定が締結された後は・・・】

A)派遣期間が5年以内：日本の社会保険制度に加入している会社で働く従業員が、協定締結国に派遣される場合、日本の年金制度及び医療保険に加入することになります。

B)派遣期間が5年を超える：日本の社会保険制度に加入している会社で働く従業員が、協定締結国に派遣される場合、派遣先国の年金制度及び医療保険に加入することになります。

さらに両国の年金制度に加入した期間を通算して両国から年金が支給されます。

5年以内の派遣

(協定締結前)



(協定締結後)

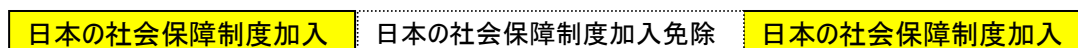


5年を超える派遣

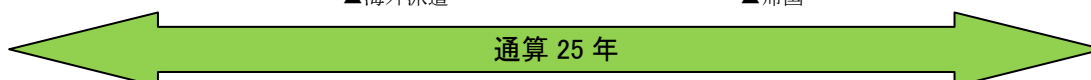
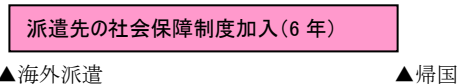
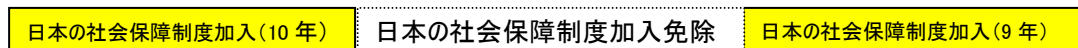
(協定締結前)



(協定締結後)



◆ 保険加入期間の通算について



例) ブラジルへの派遣

[老齢年金が受給できる最低加入年数]

日本: 25年

ブラジル: 15年

通算した期間 25年 ⇒ 日本とブラジルの両方で老齢年金が受給できます。

ただし、具体的な年金額の計算方法は、発表されていません。

発効後、http://www.nenkin.go.jp/agreement/manual/contents_7.html#01

をご確認下さい。

【現在ブラジル、スイスに海外派遣されている場合】

社会保障協定の届出が必要になります。

まずは会社管轄の年金事務所にご相談ください。

【ご参考：現在まで発効されている社会保障協定国】

ドイツ	イギリス	韓国	アメリカ	ベルギー
フランス	カナダ	オーストラリア	オランダ	チェコ
スペイン	アイルランド			

以上